柏市広報

昭和33年7月20日発行　第31号

編集発行　柏市総務課
印刷所　浜田印刷所

移転したら必ず届出を

七月一日は、住民登録法の施行六周年に当ります。

住民登録制度の主眼は、市町村全住民の住所が、市町村ではつきり記録になつていることで、そのためには転入、転出の場合、その届出が正確に洩れなく届出られ、それに基いて住民票が正しく整備されている必要があります。

届出は十四日以内に行うことになつていて、正当の理由なく期間内に届出ないものは過料に処せられることがあります。

この制度は、選挙、就学、主食配給、生活保護、徴税等市町村の行政事務処理の基になつており、届出さえしておけば何時でも住民票の写し（謄・抄本）や、居住証明書の交付が受けられ、就学・就職その他各種免許を受ける場合利用出来るし、戸籍の謄・抄本の代りともなります。

50年来の旱害

災害対策を強力に推進

―病虫害予防にも一層の注意を―

五十年来と云われる今回の旱害については、昼夜を分たざる各位の御努力により一部正運寺地区を残し植付を終了し得たことは、食糧生産確保の為誠に御同慶に堪えない処であり、各位の御労苦に対して衷心より敬意を表する次第であります。　然し乍ら今後の気象状況等を洞察するに未だ十分な降雨も望み得ず憂慮に堪えない状態であるので既植付地及び一部不能地についてはなお一層の御努力を願い度く、申す迄もなくこのことについては市においても対策実施中でありますが現地における農家各位の御協力御努力に俟たねばその効果は期し難いので格段の御配意を重ねて切望いたします。

尚本市の旱害対策活動のため尊い社会愛を以て献身的奉仕協力を賜り、旱害克服に顕著な功献を与えられました各団体個人の各位に対し取りあえず広報紙上を以て深甚なる感謝を申し上げます。しかし乍ら前述の通り今次大旱害未だ終息を見ぬ現状において今後尚一層の御協力御厚配切にお願いいたす次第であります。

柏市長　鈴木悦三

旱害対策の経過

五月二十六日、今春来の降雨不足による水田旱ばつが憂慮すべき段階に立到つたので、市農務課はその状況の把握と対策立案に入つた。

五月三十一日、五月二十八日の臨時議会における原経済委員長の緊急質問に答えて、柏市旱害緊急対策協議会及び柏、田中、富勢、土四地区対策委員会が設けられた。

本部を市役所農務課に置き

一、用水源の確保及び利用に関する綜合計画樹立

一、各地区別事業計画の調整

一、事業実施主体に対する援助

一、その他災害対策の考究、樹立及び推進に当つた。

六月四日外二回の緊急対策協議会に於て左のような対策要綱を定めこれに基いて対策活動を進めることとなつた。

一、市は市営水道を一般給水に支障のない限り水田潅漑用水として放流する。

二、市並びに農業協同組合は、市内の既存水源施設を潅漑に利用し得る様凡ゆる努力をする。

三、市、農業協同組合は旱害解消の為の対外的接衝に極力努力する。

四、市は農業協同組合、農業共済組合、農業改良普及所と協力し旱害に対処する技術指導に万全を期する。

五、旱害解消事業の為農業協同組合は極力資金の融資を計り、市は特別に要した経費に対して、財政上可能な範囲内に於て補助の措置を講じ得る様努力する。

補助対策について

本市の旱害対策事業費補助について去る六月二十三日市議会に於て五十万円の議決を得たが、この額は一応植付迄に要した事業経費に対し補助するものであり、その総事業費の集計をまつて再検討する。尚県補助金を強く要請しその獲得に努力中。

植付未了なお十二町歩

正運寺、大室地区を主とする植付未了水田に対しては、作井による揚水にまつ外ない状況にあり、この対策に懸命の努力を払つているが、正運寺側の作井機の整備不完全、作業上の障害によつて七月五日現在揚水に至らない事は誠に遺憾に堪えない。が旱害の長期化を憂え六月十五日及び十九日夫々県東葛農林改良事務所から予備苗代用種もみの斡施を受け予備苗代設置の手当を終り一方亦我孫子町当局及び農電研究所の極めて好意ある援助協力を得、市民直轄予備苗を確保する事に成功。約二十四町歩植付分の苗がある

病虫害予防対策について

老化苗、予備苗共に耐病性が弱く、又うんか等の異常発生も予想される等異常気象状態の及ぼす今後の影響が憂慮されているので、農家各位の注意と御協力をお願いします。

恒久対策について

今次の旱害によつても既存の土地改良区域が全くその被害をみずむしろ農作型の作況である事に改めて注意を喚起したい。玆に五十年来と云う天災の教えるものは実に百年の大計を以ての大規模な土地改良事業の遂行である。

不幸にして諸般の条件が大規模土地改良事業計画受益地域内に入り難い区域についても、小規模な土地条件整備を目途として恒久対策の樹立が痛感される。

本市農政上の最重点施策として単に旱害の応急対策に止まらず、抜本的な恒久策としての綜合的計画対策が急務であり識者の等しく指摘されるところである。

忠霊之碑除幕式並に慰霊祭の執行について

柏市慰霊碑建設奉賛会長　鈴木悦三

皆様の強い御期待と御尽力によりまして、「忠霊之碑」建設工事をすゝめてまいりましたが、ようやく出来上りまして、次の要綱によつて除幕式を兼ねて慰霊祭を行うことになりました

こゝに、ながい準備期間と、工事期間を通じて、陰に陽におほね折り下さつた皆様方に心から厚くお礼を申上げると同時に、除幕式慰霊祭の計画を申述べまして一層の御協力を煩わしたいと存じます。

忠霊之碑除幕式並慰霊祭要綱

一、趣旨　市民の強い要望と尽力により「忠霊之碑」が竣工したので除幕の式を挙行して、感謝の意を表すると共に、この碑に合祀した英霊の慰霊祭を執行し、英霊が生命をささげて遂行した愛郷愛国の大精神を偲び、我等が日常生活を反省する資といたしたい。

二、主催　柏市

三、期日　昭和卅三年七月廿日

四、会場　柏公園

五、実施方法　部外来賓（国、県並工事関係者等）を除き、行列参加希望者全員、柏駅前集合、行列を以て会場に向い行進。除幕式並慰霊祭を執行、挨拶祝辞等を終つて式を閉ぢる。（雨天の場合は、直接会場に集合）

六、詳細な計画　本要綱の細部については、次の実施要領による

七、経費　金弐拾万円也

実施要領抜萃

(1) 行列　遺族会々員を中心として実施し、任意参加とする。柏駅前歩道集合午後一時（時間厳守）

(2) 除幕式、神式により二時二十分開式

(3) 慰霊祭　除幕式終了後直に閉式

赤電話のご案内

※ 赤電話の使い方

赤電話のご利用をお願いします。赤電話を使うとまわりの人たちのご迷惑になります。どうぞお気軽にご利用下さい。

旭町九三〇（旧競馬場前）　小沢安太郎方
下町一七九（柏公園前）　上安　四夫方
光ケ丘一七六八（デパート内）　松崎太郎方
光ケ丘一七三四　道徳科学研究所
柏駅前通り　風沢洋品店
南柏駅前　飯塚　光三方
柏駅西口通り　神崎　光男方
緑ケ丘六七一　児島　徹範方
荒久山公園住宅前　小幡　千重方
明沢町二四一（赤城神社前）　増田　保方
末広町八二五（第一小学校通り）　梅沢　光隆方
東町二丁目（警察署前）　染谷　幸治方
旭町八四四（東葛高校前）　風沢　桂蔵方
東町二丁目（市営住宅前）　枚野　貫方

※ 赤電話からは

◇市外通話もかけられます
お店の人に市外通話であることを伝えれば市外通話がかけられます。

◇電報もうてます
電報の受付けもいたします。
料金は電報電話局の窓口で出すのと同じで手数料などもいつさいいりません。

赤電話についてお気づきの点がありましたら　ご遠慮なく柏電報電話局営業係（電話二九九一番無料でかかります）までご連絡下さい。

青少年を犯罪から守りましょう

青年をみればその国の将来を予言出来ると迄云われているが社会にとつても青少年達本人にとつても、彼らを不良化から守つていくことは大事な問題になつている。青少年保護には、非行青少年に対する治療教育を行うと共に、非行を犯すことを未然に防止していかなくてはならない。それには青少年期にある者はどんな心理的特性をもつ者であるかをのみこみ、もし子供達に不良化の傾向があつたら、早く発見をして早く直してやるように努めることが必要である

毎年夏になると青少年の犯罪が激増するので、柏市青少年問題協議会では犯罪防止の為次のことについて、強力に実施されるよう、市長の諮問に対し答申しました。

「愛の鐘を鳴らしましょう」

夜間の子供の一人歩きは、青少年の犯罪に非常に危険な影響を及ぼすので、大人達の子供に対する愛の関心を一層深める為『愛の警鐘』を鳴らし、子供達を犯罪より守るように心掛ける

①市内各寺院の打鐘、市役所、学校等のサイレンの一斉吹鳴を七月二十一から八月末日迄の夜間十時に行い、夜遊び中の児童、青少年への反省と帰宅を促すと同時に、大人達の子供に対する関心を高めることを目的とする。

②夏の大きな行事である盆踊りについては、秩序ある運営に留意し、事前に計画を関係当局に連絡し、事故防止に万全を期するように努める。

③児童生徒の校外指導は、学校PTA、町会等が緊密なる連絡を保ち、彼らの健全なる育成を図り夏休み中の非行を未然に防止する。

以上ですが、各家庭でも御子様の行動に留意されて間違いの起らないようお願いします。

7月の納税は固定資産税の第2期です

納税者の皆様　税金は納期限におくれないように納めましょう

税金をためると納めにくくなり、滞納のもとになります。

滞納をすると延滞加算金がつき、大変損をすることになります。

柏市告示第34号

柏市財政状況の公表書

地方自治法第244条第1項及び柏市財政状況に関する条例の定めるところにより昭和32年10月1日より昭和33年3月31日までの財政状況及び今後の財政方針を次のとおり公表する。

昭和33年6月9日

柏市長　鈴木悦三

財政状況好転、前年度の赤字解消

消費的経費等の節減により

◇…法律及び条例の定めるところにより、昭和三十二年十月一日より昭和三十三年三月三十一日までの、本市の財政状況を市民の皆様にお知らせいたします。

◇…三十二年度下半期においては、三十一年度赤字解消のため、歳入の増強、特に起債、特別交付税の確得に努力し、又消費的経費の節減等財政の合理的運営に努めて参りました結果、前年同期に比較し、財政状況は著しく好転し、本年度決算見込においては、前年度赤字を解消し、更に若干の黒字を得る見込がたつに至りました。このことは市民皆様方の財政運営に寄せられました協力の結果であり、深く感謝いたしております。ここに昭和三十二年度下半期の財政状況をお知らせいたしますので、御検討の上、なお一層の御協力をお願いする次第であります。

一般会計

収入支出の概要

(イ)予算について

九月末予算は二億一千二百六十九万九千円で、十二月と三月に追加更正をし、三十二年度最終予算額は二億二千三百三十一万九千円となり、当初予算に比べて、二千八十三万七千円の増加となりました。

追加更正の主なものをあげますと

○十二月（第三回）追加更正　七百五十一万八千円

主なる内容は

・消防施設整備　一一三万円

貯水池新設　消防三輪ポンプ車購入、第六・第八分団器具置場新設、火の見新設

・土木事業費　六二七万五千円

小柳町下水工事、尖対事業

・教育施設費　△一八六万六千円

土中学校増築、柏中学校増築、その他需用費

○三月（第四回）追加更正　三百十万二千円

主なる内容は

・消防施設整備、六〇万円

・都市計画道路事業　△二三〇万円

小柳町線他不用額減額

・失対事業　△三万七千円

事業決定による減額

・光ケ丘小買收　九七四万四千円

・田中中建築　△四二八万円

・国保施設会計繰出金　十五万円

（第1表）　3月末現在　（単位千円）

区分	32年度	31年度	比較
収入	183,098	151,472	31,626
支出	180,684	159,283	21,401
差引	2,414	△ 7,811	

住民負担の概要

市税の調定額は、市民税課税方式の変更、納税者の増加、住宅公団等特殊納税者の増加市計画税の平年度課税のため、調定額は前年度より三千二百五十五万二千円増加し、一億一千六百三十万一千円となりました。

現年度分調定に対する市民一人当り負担額を比較いたしますと第二表のとおりであります。

参考に三十一年度県下各市の市税法定普通税、現年度調定分を第三表にあげましたが、県下一人当り市税負担額は二千四百十円であり、本市の一人当り負担額は、三十二年度において五百二十二円増加し二千二百八十八円となります。

なお、市税現年度分調定額の比較は第四表のとおりであります。

（単位　円）

年度	比較
661	181
114	249
60	5
198	28
115	12
140	103
258	522

財産・公債

一時借入金の現在高は第五表のとおりであります。

三十二年度分として起債許可のあった上水道事業費のうち、二千四百万円は事業進捗の関係上、三十三年度に繰越することになりました。

3 一時借入金について

三月末日現在、一般会計七〇〇万円、国保事業特別会計一〇〇万円で前年度三月末一般会計一、二〇〇万円、特別会計七〇〇万円と比較いたしますと著しく減少し、資金繰は前年度より好転いたしました。

納税で
明るく　ひびく
柏市建設の音

（第4表）市税現年度分調定額の比較　33.3.31現在　（単位千円）

区分＼税目	市民税	固定資産税	自転車荷車税	煙草消費税	電気ガス税	都市計画税	木材引取税	合計
昭和31年度	22,159	41,634	2,541	10,430	5,267	1,698	20	83,749
昭和32年度	33,598	56,607	3,041	10,065	5,856	7,124	10	116,301
比較増減	11,439	14,973	500	△ 365	589	5,426	△10	32,552

（第5表）　（単位千円）

区分	31年度末借入	償還	(33.3.31現在)残高	出納閉鎖期日借入見込	昭和32年度末見込
一般会計	34,843	2,000	2,243	34,600	15,200	4,9800
特別会計	14,519	26,000	800	39,719	—	39,719

出納閉鎖期日までの収入見込の内容　（単位千円）

事業名	金額	借入先
第三小学校増改築費	7,000	大蔵省資金運用部
光ケ丘小学校新築事業費	5,700	〃
富勢小学校増築事業費	1,500	郵政省簡易保険局
都市計画街路事業負担金	1,000	〃

一般会計

一人当り平均

松戸	我孫子	流山	佐倉	東金	八日市場	旭	習志野	柏	県平均
2,092	2,160	2,222	2,270	1,739	1,844	1,897	1,825	2,410

市財政状況の公表

昭和32年10月1日 ～ 昭和33年3月31日

今後の財政方針

地方財政は、国の税財政制度の改革が軌道にのり、著しく好転をみせてまいりました。本市におきましても、三十一年度の赤字四五〇万円も、三十二年度において特別交付税、起債の獲得、その他才入の増強、経費の節減等に鋭意努力いたしました結果、赤字を一掃し、更に黒字決算の見通しが立つにいたり、健全財政への一歩が踏み出されたのであります。

しかし、財政の健全化とはただ単に赤字を解消し、收支のバランスを合せるだけで完全とは云えないのであります必要な行政水準が住民の適正な負担を基礎にして確保されるものでなければならず、又長期的に安定したものでなければならないのであります。

過去における地方財政の赤字が国の財源配分に大きな原因があったことは否定できませんが、昭和三十年、三十一年度における税財政制度の改善による交付税率の引上、公債費償還金の交付税財政需要額への算入等種々の面において改められて来ました。そして完全とは云えませんが地方財政は元来の自主性をとりもどし、地方自治の本旨に基く自己の責任と自覚において、行財政の運営を行ってゆく段階にあるのです。

私達は私達に与えられた地方財政の自主性を地方住民である私達が守って行くべきであり、赤字の原因を追及せず、徒に責任を国に転嫁し、自己の責任をのがれるような言動はつつしまなければなりません。

そして住民の適正な負担の上に立った妥当な行政水準と財政の大原則である收支の均衡を守り、消費的経費の節減と建設的事業費の増加をはかり、重点主義を徹底し財政効率の向上即ち最少の経費で最大の効果という財政の根本原則を守り、真に住民の福祉を増進する施策を財政の長期的計画に基いて施行して行くべきであると思います。

以上が本市の財政状況の概要でありますので、御検討、御批判の上今後の御協力、御指導をお願いいたします。

住民の市税負担

(単位千円)

区分	調定額	収入済額	割合 %	調定額	収入済額	割合 %
	32年度			31年度		
現年度分	8,907	7,837	87.9	6,857	4,493	65.5
繰越分	4,784	1,234	25.7	1,885	680	36.0
計	13,691	9,071	66.2	8,742	5,173	59.1

(33.3.31現在)　(才6表)

特別会計

昭和三十二年三月末日現在における各特別会計の收支状況は下表のとおりです。

国民健康保険事業不足金は、一時借入金一〇〇万円により、公益質屋事業二六万円は他会計より一時流用いたしました。

国民健康保険事業

国保税の收入状況は(才六表)前年度に比較して非常に良好な成績であり国庫補助金も当初見込額より相当増加する見込であります

五月末現在の被保険者数は二万五千二百廿一人(四千七百十五世帯)です。

現年度(昭和三十二年度)は保険税收入の円滑が最大の基礎でこれには被保険者、医師の協力とあいまって、事務の簡素化が挙げられています。

給付状況は才七表のとおりです。

(単位千円)

会計名	收入済額	支出済額	差引
国民健康保険(事業勘定)	14,948	15,775	△ 827
国民健康保康(施設勘定)	1,715	1,665	50
上水道事業	21,372	17,215	4,157
公益質屋事業	5,050	5,310	△260

国民健康保険給付状況及び診療所利用状況

区分 / 月別	療養の給付	助産費	哺育手当金	葬祭費	診療利用状況
10月	2,801件	31件	9件	10件	249件
11月	2,592	17	7	8	486
12月	2,492	35	37	20	228
1月	4,062	45	34	27	183
2月	2,410	30	30	20	218
3月	2,395	33	18	11	246
計	16,751	195	135	96	1,610
月平均	2,792	32	22	16	268

上水道事業

昭和三十二年度は事業計画の一部変更により、事業財源である起債の決定がおくれ、事業の約半分を三十三年度に繰越する結果となりました。

現在までの工事費の支出は、五六三万二千円で、工事終了又は着工中のものは次のとおりです。

(1)観音寺柏学園配水管布設工事
布設延長　五六七・五〇米
(2)上一・東一・二・地門布設工事
布設延長　四五五・五〇米
(3)才一小学校通り及末広町配水管布設工事
布設延長　四六一・九八米
(4)旭町東葛高校通り配水管布設
(5)東一丁目、東町地門
(6)櫻台東町二丁目、才二中学校配水管布設工事
布設延長五一〇・五二米
(7)末広町岡田病院前配水管布設工事
布設延長　五一〇・五二米
(8)才一水源才二号さく井工事
口経三〇〇粍・深度一五四米
(9)才一水源地配水地築造工事
内法巾一二米、長　一六米
有効水深三・二米
(10)才二水源地才一号さく井工事
口経三〇〇粍
深度一五〇米
有効容量六〇〇㎥
(11)才一水源地外排水管渠布設工事
布設延長二四一米

使用料及び給水戸数は別表のとおりで、三月三十一日現在給水戸数は一、四一八となっております。

水道使用料及び給水状況

公益質屋事業

收支状況及び貸付状況は左表のとおりでありますが、月平均貸付額は前年同期より九万六千円、在庫高は一五万円増加しております。

貸付状況　(33.3.31現在)　単位千円

区分 / 月別	貸付 件数	貸付 金額	回収 件数	回収 金額	在庫 件数	在庫 金額	利子収入
10月	158	395	181	416	1110	1,826	71
11月	126	189	155	348	1081	1,667	50
12月	145	305	331	511	895	1,461	72
1月	121	212	59	151	957	1,522	26
2月	130	249	92	150	995	1,621	28
3月	185	383	144	305	1036	1,699	51

増額

(イ)收支の状況

收支状況は才二表のとおりであり、前年度においては收入が支出に不足しておりましたが、三十二年度において一万四千円の残金となり、資金繰の状況は非常によくなって来ました。

收入の約半分を占める市税の收入状況は、予算に対して一・八%で前年度と同じでありますが、調定に対しては七三・二%で前年度同期の七五・八%より二・六%少くなっております。

支出の執行状況は前年度より三・一%の減ですが、土木費、社会労働施設費の執行割合

(才2表)

税	民資	荷	消	計
市	定	車	ガ	計
固	転	軽	気	市
自	煙	草	電	都

処分並に基本財産積立条例制定による各積積立金を一括繰入処分いたしました。

2 公債について

公債の三十二度中における異動は、宮勢中増築等であります。

積立金は、吉田氏奨学資金を一般会計に繰入

昭和31年度決算にみる県下各市

(才3表)

市名	千葉	銚子	市川	船橋	館山	木更津	松戸
人口一人当り平均	2,681	2,057	3,220	2,567	2,035	2,177	2,092

● みんなで築こう我等の郷土

● 愛市の心で進んで納税

赤痢や日本脳炎の予防
——食物には細心の注意を——

梅雨期が過ぎますと、急に本格的な夏の日照りが始まります。夏は楽しい事の多い季節で、スポーツ、旅行などいろいろの遊びに熱中する人達が多いのですが、保健衛生についても十分気を付けることが大切です。夏の期間で最も恐しいのは急性伝染病です。その中でも消化器系の伝染病、特に赤痢は年令にかかわらず罹病し、最も発生率の高い伝染病ですから、この病気に対する予防措置には万全を期さねばなりません。この他幾つかの伝染病がありますが、恐ろしい伝染病を予防するため次のようなことに注意して下さい。

伝染病予防
夏の健康を守りましょう

御承知のとおりで、赤痢にかゝると急激に発熱し、消化不良を起し、粘液便となり、ケイレン昏睡等をおこして一昼夜で死亡するものが多い。特に二～七才の小児に多いから幼児のおられる家庭では十分注意して下さい。

◆…日本脳炎

我国特有の脳炎で、患者の大半は小学校へ入学する前の子供が多く、死亡率も五〇%という恐しい伝染病です。これにかゝると廃人になることがあり、本人にとつても家族にとつても悲惨な病気で、アカイエカという蚊によつて伝染します。殊に子供が暑い直射日光の下で帽子をかぶらずに長時間遊んだり、体の疲労がひどい時や睡眠不足の時などは発生し易いものですからいつも体の調子を見守つていることが大切です。日本脳炎の予防には以上のことに注意するとともに、蚊に刺されないことが一番よい方法ですから蚊の駆除が最も重要なことです。

この他子供だけがかゝる病気

◆…疫　痢　があります。

これは死亡率が非常に高く、赤痢と同様に口から伝染する病気ですから、その予防として

オ一に　清潔を保つこと
オ二に　飲食に注意すること
オ三に　ねびえをしないようにすることです。

各新聞紙上で御承知のとおり現在千葉県下において赤痢腸チブスの集団発生が数件でております。

今年は多発のおそれがあり、更に腸チブスにおいては年々予防注射を受ける人が少くなり、しかも接種率が低下した感がありますので、より危険性が伴つて居ります。

赤痢は、現在柏市において過去六ヶ月間に五名の患者が発生しています。

比のところ水不足、高温という状態が続いており、伝染病の蔓延が予想されます。次のようなことに充分注意して、おそろしい伝染病に負けぬようにしましょう。

◆…赤　痢

赤痢は法定伝染病のうちでも毎年発生率が高く、伝染病流行の主流をなしています。

伝染経路は口からであることは

生活衛生

これからはたべものやのみものによる中毒が増えてくる季節です。

これら食中毒の防止は決してむずかしいものではなく、次のことに注意すれば安全です。

◎　食べものの調理と保存ということを考えねばなりません。

ハエやネズミがいなくても、手洗をよくしても、食べものが悪くては何にもなりませんから次のことに気をつけて下さい。

(イ)食品の材料は新鮮なものを使用して下さい。

(ロ)味付を濃くすれば細菌の増殖を妨げます。

但煮等の保ちがよいのはこのためです。

(ハ)火通しをするものは充分に加熱して下さい。

半煮、半焼はよくありません

(ニ)食品は一度に沢山作らないで食事前に必要なだけ作つて残さないう方がよいのですが、やむを得ない場合は、冷い所にネズミやハエが寄りつけないようにして保管することです（網、かごなどをかぶせて風通しがよい所に置くなども一つの方法です。）

消毒しのものは必ず加熱すること。宵越しの食品を食べる時は必ず加熱して下さい。

夜のうちに細菌が繁殖したり又ネズミなどによつて汚染されるからです。

保険衛生だより

保健衛生につきましては、皆様方の御理解ある御協力を戴き、伝染病予防並に新生活運動ハエ・カ駆除に、よい成績をあげておりますが、特に本年は天候異変と発生周期に当りますので、多発を予想致しまして便所・下水塵芥捨場等の完全消毒処理の実施を徹底するため、夏季臨時清掃夫を動員いたしまして伝染病予防及び清掃に全力を尽して居ります。

今後共よろしく御協力下さいますようお願いします。

ZEI（ゼイ）問答 (2)

市民税について

△軽自動車税と犬税煙草消費税の話は前号で大体わかつたから、今回は一つ市民税から伺いましょう

大分減税運動が活発になつてきたようですが、柏は日本一税金が高い所だの、始名物は高すぎる市民税だのと云われていますが、事実市民税を近所の市町村とくらべると高いなと思いますね。どんな関係でこういう事になるのですか

◎日本一高いと云うのは、少し誇張しすぎていますね。全国的に見ると安い方なんですよ。柏よりもつと安い所と比較ばかりしているから高い高いと云うんです。

高い安いも自治意識の問題なのです。極端な云い方かも知れませんが、野蛮未開の原始時代を考えてごらんなさい。税金なんてビタ一文かゝらなかつたでしょう。その代り文化生活も社会秩序もない弱肉強食で腕のあるものが暴力を振うにまかせ、天災地変や悪疫には全く無抵抗、切角貯えた財産も最愛の家族も不断に侵略の脅威に怯えて毎日毎日不安な明け暮れだつたでしょう。そういう原始社会から幾段階か進歩の過程を踏んで今日の共同社会に迄育つて来た推移を考えれば、税金のかゝる所以も肯けるし、高い安いの議論も住民福祉やサービス還元その他負担能力層とか、財源の状況等を究めての上でないと一口には断定できないことがおわかりでしょう。

ご承知のように住民税の所得割の課税については五通りの方式があつて、その市町村の財源事情に応じてどの方法をとつてもいゝことになつて居ます。勿論その決定は議会が議決するのですが——。

柏市ではその中のオ二課税方式但書という方法をとつているのです。この オ二課税方式 但書の方法は、全国市町村の中八割近くが採用しているやり方で、最もポピュラーな方式なのですし、大部分の住民が分に応じて幾分づゝでも負担を分つという公平な方法なのです。その税率にしても柏市で使つているのは、自治庁から示された所謂「準拠税率」ですし、然もその上、柏市独自の思い切つた控除の措置が講じられているのですから高い安いの議論も住民税について

いう、地方税制上からは非常識に近い程の税額控除があるのですから金国水準から見るとかなり安い市民税になつている訳なのです。

この「準拠税率」というのは昨年度全般的に税率の統一を図つて自治庁が示したものですが、その際、オ二オ三方式をとつている市町村からはかなり多くの反論が出たものです。つまり「準拠税率によつて統一されると、従来よりも税収が著しく減少するから市町村の財政を圧迫する」という意見だつたのです。これを見ても「準拠税率」によつて課税することは決して高い税金ではない筈なのです更にその上七百円もの多額の税額控除があるに於ておやです。

オ一課税方式とくらべて見れば人によつては相当の開きの出て来る場合もあります。課税標準からして全く趣を異にしているのですから、比較すること自体が無理なのです。隣の会社の部長と、うちの会社の課長とくらべるようなもので、向うがいくら昇給したつてこちらには何も関係がないのです。

昭和三十一年度には柏市もオ一課税方式を採用して見ましたが、かえつてオ二方式の場合よりも高くなつた者がかなり居たのです。所得階層や家族構成状況等によつてオ一方式の方が高くなつたり、オ二方式の方が安くなつたりもします。

△理窟としては、それで大体わかりました。が、実際の問題として、税金を納める段になると、たとえ十円でも安い方が誰でも喜びますね。

だから隣の市町とくらべて少しでも高いと「高い！」というのは人情でしょう。

（以下次号へつづく）

中央青年学級の生徒募集

七、八月中の中央青年学級は、毎週日曜日に開きます。男子は東葛高校、女子は柏公民館で、時間は午後一時から五時頃までとなつています。

農業コース（男子）は、オート三輪車の運転技術、作物栽培などの科目、　家庭コース（女子）は、料理、洋裁、生花が主ですが、男女合併で教養科目、スポーツなどもあります。また八月一日から三泊四日の予定で、軽井沢へ教育キャンプも行います。

この様に楽しい若人の集いとして、内容も充実して来ましたが、新しく生徒募集をいたしますので、希望者は、七月末日までに教育委員会へお申込み下さい。（はがきで結構です。）特に今年又は昨年の春中学校を卒業した方々を歓迎いたします。

青年団役員研修会

夏季青年活動の一環として地区別役員研修会を開きますこれは、公民館、地区青年団の共催で、夏から秋へかけての青年団行事の進め方を話合つて、具体的活動の充実を図ると共に、役員の力を養うものです。

既に柏（中央）は七月十五日、土は二十七日と期日も決定し、夫々午後一時から公民館で開催の予定です。地区分団の役員は全員ですが、一般団員の希望者も参加できますから、是非参加して下さい。

公民館だより

商工青年学級のお知らせ

昨年十月に開講した商工青年学級は、六月末でオ一期の計画を終え、六月二十八日の商工会総会の席で、終了証を授与いたしました。今度修了証を受けたのは、出席率七〇%以上で、講師の認定をいただいた九名の店員さん達です。

オ一期が終りましたので、七月から オ二期を始めます。七月下旬から来年三月まで、毎週一回開く予定で、簿記や珠算の講習、その他お店の仕事に必要な勉強の外、楽しいレクリエーションや教養科目も行います。また、年二回位見学旅行も予定しています。

お申込は、七月二十八日までに、教育委員会（柏公民館）又は商工会事務所へお申出願います。

文化財保護のお願い

最近市内の各地で発見された石器、土器などの遺物が公民館へ寄託されます。公民館では、郷土資料室に大切に保管して、研究者の参考に供しております。

柏市は、土木工事が多くて遺物が沢山出土する所です。これらは、私達の遠い祖先がのこした貴重な文化財で、郷土の歴史研究に役立ち、学問上かけがえのない大切なものです。

皆さんが、遺物を発見したら、先ず大切に保管下さるようお願いします。そしてなるべく公民館へお持ちいただきたいと思います。

公民館は、必要な手続をして、また専門家の鑑定を受けた上で、おあずかりします。

柏バラ会誕生

柏市にバラ会が誕生しました以前から市内の愛好者によつてバラ会の設立が望まれておりましたが、去る六月一日、市内外各方面の協力によつて「柏バラ会」として発足致しました。

この会は、柏市民の一人でも多くの方々にバラを作つて頂いてバラの普及と研究に依つて市民の親睦を図り、更に柏市の発展と文化的向上に役立つことを目的としており、会長には市長鈴木悦三氏が、理事長には剣持保治氏が就任致しました。

従来、バラの栽培は非常に面倒で暇のない人には困難のように思われておりましたが、最近は品種が改良され又化学肥料農業薬品が著しく進歩しましたので、誰でも容易に栽培出来て然も見事な花を咲かせられるようになりました。初心者の方も是非御入会下さい。

尚バラ会の会則に依り毎年春秋二回展覧会や講習会を行う予定で、本年は十月二、三の両日盛大に展示会及びコンテストを開催しますので、唯今はその準備中で市民の皆様の多数の出品を希望しており、当日会場に於て流行花の人気投票も行います。

絶えず新しい栽培技術、知識の研究や普及、指導の活動を続け、その為バラ界の知名人や経験豊富な方を招いて講演会や講習会を開いたり、実地指導等の方法で親しく会員に最新の知識や栽培法をお伝えする予定です又バラ園や個人のバラ庭で見学会、園遊会をしたりする計画です。

去る月二十二日東京の久美会の得納実先生の来柏をお願いして剣持氏宅で新しい芽接技術の講習と懇談会を開催、最新のバラのカラースライドを観賞して好評を博しました。次回は九月上旬を目標に準備中です

会員に対して年六回の会報とパンフレットの発行によつて親睦と連絡及び指導を行いますが創立記念号は七月中に発行の予定です、会員外で御希望の方は事務所又は連絡所に御申し込み下さい。会員には作り易い新品種のバラ苗を年間二本無償で配布する外、苗、肥料、農薬、栽培器具等の割引購入も出来ます

各地バラ団体との品評会、合同懇親会等に依つて広くバラの友を求める等々の活動によつて会員相互にバラを作る楽しみをわかちあい、柏の街をバラの花で埋めるのがこの会の理想で、市民の皆様が一人でも多く入会することを希望しています。

会費は年間三〇〇円（六月より翌年五月迄）

入会はいつでも出来ます。

申し込みは、　市役所商工課
　　朋原町三四四　剣持保治
　　緑ヶ丘七八　　櫻井祐男